

資料編

資料目次

資料 1	美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律(海岸漂着物処理推進法：議員立法)の概要（平成 21 年制定、平成 30 年 6 月改正）について	----- 1
資料 2	海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針の変更について(概要)	----- 2
資料 3	表 島ごとの現存量調査からの海岸漂着物推計量-----	3
資料 4	表 重点区域海岸の設定条件-----	4
資料 5	図 重点区域海岸設定の作業フロー-----	4
資料 6	表 島ごとの評価-----	5
資料 7	表 事前調査及び重点区域海岸の抽出における島別及び海岸別の内訳-----	6
資料 8	表 重点区域海岸一覧-----	7
資料 9	個表 重点区域海岸の概要-----	8

美しい豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の
推進に関する法律(海岸漂着物処理推進法:議員立法)の概要 (平成21年制定、平成30年6月改正)

目的 海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境を保全するため、海岸漂着物の円滑な処理及び発生の抑制を図る。

基本理念 ○総合的な海岸環境の保全・再生 ○責任の明確化と円滑な処理の推進 ○3R推進等による海岸漂着物等の発生の効果的な抑制 ○海洋環境の保全(マイクロプラスチック対策含む) ○多様な主体の適切な役割分担と連携の確保 ○国際協力の推進

基本方針・地域計画の策定等

国の基本方針

都道府県の地域計画(海岸漂着物対策推進協議会)

海岸漂着物等の円滑な処理

(1) 処理の責任等

- ① 海岸管理者は、海岸漂着物等(漂流ごみ・海底ごみを除く)の処理のため必要な措置を講じなければならない。
- ② 海岸管理者でない海岸の占有者等は、その土地の清潔の保持に努めなければならない。
- ③ 市町村は、必要に応じ、海岸管理者等に協力しなければならない。 等



(2) 地域外からの海岸漂着物への対応

- ① 都道府県知事は、海岸漂着物の多くが他の都道府県の区域から流出したものであることが明らかであると認めるときは、他の都道府県の知事に対し、海岸漂着物の処理その他必要な事項に関して協力を求めることができる。
- ② 環境大臣は、①の協力の求めに関し、必要なあっせんを行うことができる。
- ③ 外務大臣は、国外からの海岸漂着物により地域の環境保全上支障が生じていると認めるときは、必要に応じ外交上適切に対応する。等

(3) 漂流ごみ・海底ごみの円滑な処理の推進

国及び地方公共団体は、地域住民の生活・経済活動に支障を及ぼす漂流ごみ等の円滑な処理の推進を図るよう努めなければならない。

海岸漂着物等の発生の抑制

国及び地方公共団体は、① 発生状況・発生原因に係る定期的な調査、② 市街地、河川、海岸等における不法投棄防止に必要な措置
③ 土地の適正な管理に関する必要な助言及び指導に努める。

マイクロプラスチック対策

- ① 事業者は、通常の用法に従った使用の後に河川等に排出される製品へのマイクロプラスチックの使用の抑制や廃プラスチック類の排出の抑制に努めなければならない。 ② 政府は、最新の科学的知見・国際的動向を勘案し、海域におけるマイクロプラスチックの抑制のための施策の在り方について速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

民間団体等との連携の強化・表彰

環境教育・普及啓発等

調査研究等

国際的な連携の確保・国際協力の推進

財政上の措置

- ① 政府は、海岸漂着物対策を推進するために必要な財政上の措置を講じなければならない。
- ② 政府は、離島その他の地域において地方公共団体が行う海岸漂着物の処理に要する経費について、特別の配慮をする。
- ③ 政府は、民間の団体等の活動の促進を図るため、財政上の配慮を行うよう努める。

海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針の変更について

経緯

平成21年の海岸漂着物処理推進法制定以降も、海岸漂着物等が海洋環境に深刻な影響を及ぼしており、海洋ごみ対策に係る国際連携・協力の必要性が高まっていること等を踏まえ、平成30年6月に同法が改正された。法改正を踏まえ、同法に基づく政府の基本方針を変更するもの。

- 主な改正事項
1. 漂流ごみ等の円滑な処理の推進
 2. 3Rの推進等による発生抑制
 3. マイクロプラスチック対策
 4. 民間団体等の活動支援
 5. 国際連携、国際協力

1 海岸漂着物対策の推進に関する基本的方向

①海岸漂着物等の円滑な処理

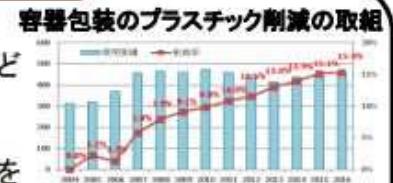
- 流域圏(内陸～沿岸)で関係主体が一体となって対策を実施
- 地域住民の生活や漁業、観光業等の経済活動に支障を及ぼしている漂流ごみ等について、漁業者等の協力を得ながら処理を推進
- 大規模漂着流木等の緊急的な処理に対する災害関連制度の活用の推進



②海岸漂着物等の効果的な発生抑制

①3Rの推進による循環型社会の形成

- ワンウェイのプラスチック製容器包装・製品のリデュースなどにより、廃プラスチック類の排出を抑制
- 効果的・効率的で持続可能なりサイクル、生分解性プラスチック・再生材の利用の推進、廃プラスチック類の適正処理を徹底
- 漁具等の海域で使用されるプラ製品の陸域での回収徹底、可能な限り、分別、リサイクル



③多様な主体の適切な役割分担と連携の確保

- ①行政、国民、民間団体、事業者等の全国規模での連携強化
- ②表彰等により積極的な参画を促進
- ③研究者間の連携を強化

2 地域計画の作成に関する基本的事項

- 地域計画には、重点区域の設定、対策内容等を規定
- 都道府県が地域計画を作成又は改定するに当たっては、内陸から沿岸に渡る流域圏の主体が一体となる必要があること等に留意。

④国際連携の確保及び国際協力の推進

- ①世界的な取組への積極的な関与
- ②アジア等の関係国との連携・協力の促進
- ③途上国の発生抑制対策の支援
- ④地球規模のモニタリング・研究ネットワーク構築

⑤その他対策に必要な事項

- 環境教育
- 消費者教育
- 普及啓発
- 海岸漂着物対策活動推進員等の活用 等

3 海岸漂着物対策推進協議会に関する基本的事項

- 地域の関係者が円滑な意思疎通や連絡調整を図るために、有識者や事業者等を含む幅広い主体の参加が望まれる。

その他

1. 推進体制
2. 各種施策の点検

表 島ごとの現存量調査からの海岸漂着物推計量

島名	海岸漂着物量		内訳			
			自然系		人工系	
	(m ³)	(t)	(m ³)	(t)	(m ³)	(t)
[1]	[2]	[1-1]	[1-2]	[1-3]	[1-4]	
聟島	28.11	4.49	8.87	1.60	19.24	2.89
媒島	0.62	0.10	0.21	0.04	0.41	0.06
嫁島	5.26	0.85	1.89	0.34	3.37	0.51
弟島	4.4	0.74	2.43	0.44	1.97	0.3
兄島	27.3	4.28	6.09	1.10	21.21	3.18
父島	51.57	8.86	37.57	6.76	14	2.1
母島	44.4	7.23	19.08	3.43	25.32	3.8
総計	161.66	26.55	76.14	13.71	85.52	12.84

【算出方法】

[1]: 海岸毎の海岸漂着物量 (m³) =

[a] 単位面積あたりの海岸漂着物容量 (L) × [b] 海岸面積 (m²) × [c] 単位換算 (1000L → 1 m³)

※[a] 現存量調査から把握

[1-1]: 現存量調査で得られた各海岸の海岸漂着物量 × 各海岸の自然系容積割合

[1-2]: [1-1] × 自然系の海岸漂着物の容積比重 (1m³=0.18t) 既存調査 (11事例) の平均値

[1-3]: 現存量調査で得られた各海岸の海岸漂着物量 × 各海岸の人工系容積割合

[1-4]: [1-3] × 人工系漂着物の容積比重 (1m³=0.15t) 既存調査 (11事例) の平均値

[2] : [1-2] + [1-4]

	ごみ全量の 比重	ごみの種類による比重	
		人工物	自然系 (流木・灌木)
山形県酒田市地域 (飛鳥西海岸)	0.27	0.26	0.30
山形県酒田市地域 (赤川河口部)	0.24	0.24	0.24
石川県羽咋市地域	0.29	0.24	0.19
福井県坂井市地域	0.17	0.13	0.23
三重県鳥羽市地域	0.14	0.13	0.14
長崎県対馬市地域 (越戸海岸)	0.19	0.12	0.29
長崎県対馬市地域 (志多留海岸)	0.17	0.12	0.29
熊本県上天草地域 (桶島海岸)	0.16	0.09	0.16
熊本県苓北町地域 (富岡海岸)	0.13	0.15	0.12
沖縄県石垣市地域 (石垣島)	0.17	0.15	0.21
沖縄県竹富町地域 (西表島)	0.14	0.09	0.23
全モデル (11海岸)	0.17	0.15	0.18

※出典：環境省「平成 20 年度漂流・漂着ゴミに係る国内削減

方策モデル調査総括検討会 第 6 回総括検討会」配布資料より抜粋

表 重点区域海岸の設定条件

項目	内容
①海岸漂着物量	海岸漂着物量の多い海岸 (現存量調査の結果による被覆率が高い海岸。ただし、現存量調査対象でない島の場合は、回収実績の有無で判断)
②次のいずれかに該当 海岸利用 自然環境	海水浴、サーフィン、スノーケリングなどの海岸利用が多い海岸 ウミガメの産卵・ふ化や海鳥の繁殖などが確認されている海岸 海岸へのアクセス性など漂着物の回収に当たっての困難性の評価
③実施の困難性	(有人島からの距離、陸上からのアクセスや接岸可能な海岸であるかどうかなど)

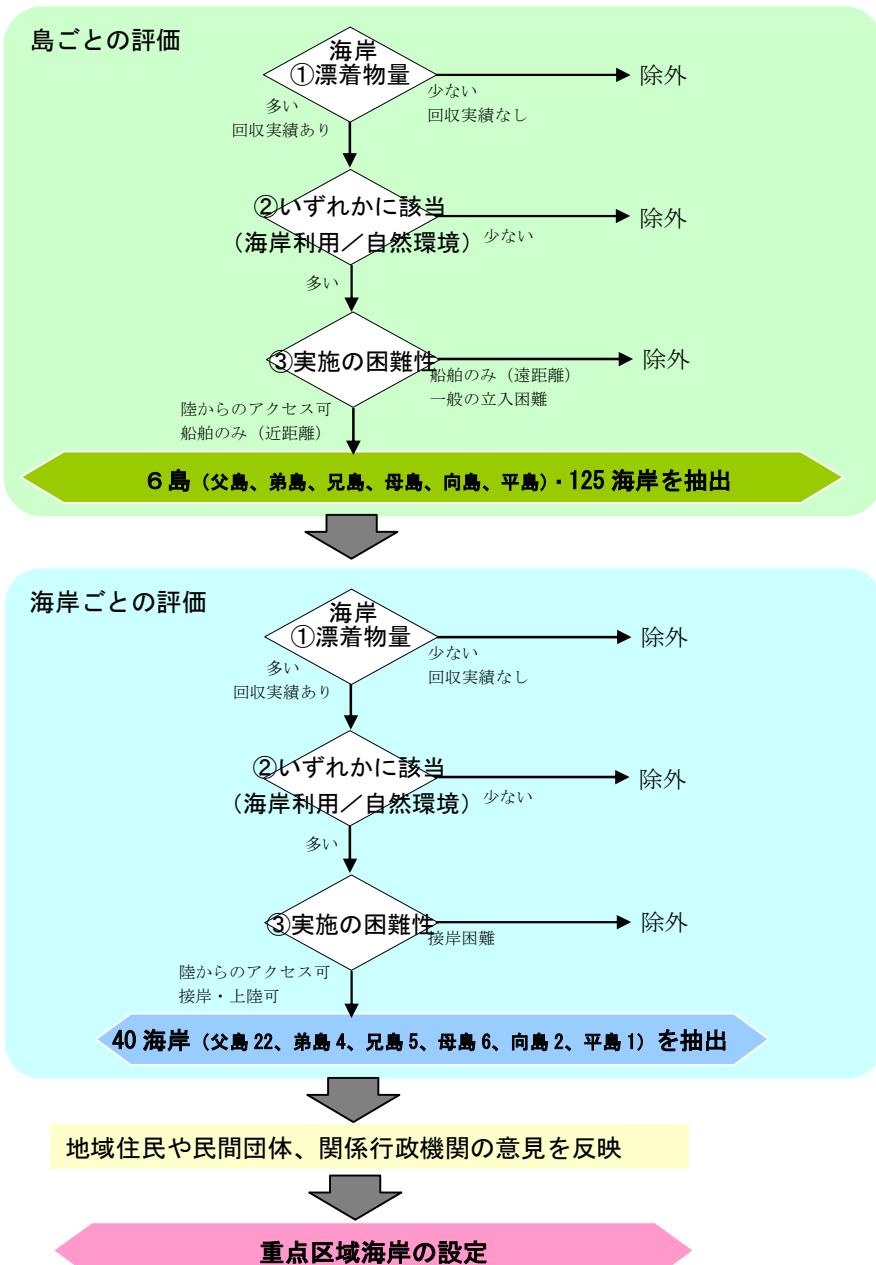


図 重点区域海岸設定の作業フロー

表 島ごとの評価

列島など	島名	①海岸漂着物量	②いざれかに該当		③実施の困難性
			海岸利用	自然環境	
聟島列島	聟島 ※	●	△	●	△
	媒島 ※	△	△	△	△
	嫁島 ※	●	△	×	△
父島列島	弟島 ※	●	×	●	●
	兄島 ※	●	●	●	●
	父島 ※	●	●	●	●
	西島	●	△	△	●
	東島	—	×	△	△
	南島	—	●	●	●
母島列島	母島 ※	●	●	●	●
	向島	●	×	●	●
	平島	●	△	●	●
	姉島	●	×	△	△
	妹島	—	×	△	△
	姪島	—	×	△	△
火山列島	北硫黄島	—	×	●	×
	硫黄島	—	×	△	×
	南硫黄島	—	×	●	×
その他	西之島	●	×	●	△
	南鳥島	●	×	●	×
	沖ノ鳥島	—	×	×	×

注) ①海岸漂着物量 : ※現存量調査対象の島 … ●被覆率の高い海岸が多い

△被覆率の高い海岸が少ない

現存量調査対象外の海岸…●漂着物の回収実績がある

—回収実績がない

②海岸利用 : 海岸利用が ●多い △少ない ×ない

自然環境 : 海鳥の繁殖やウミガメの産卵が ●多い △少ない ×ない

③実施の困難性 : ●陸からアクセスが可能 又は 船舶でのアクセス (近距離)

△船舶でのアクセス (遠距離)

×一般の立入禁止

表 事前調査及び重点区域海岸の抽出における島別及び海岸別の内訳

事前調査	島別の内訳	海岸別の内訳
現存量	7島	155海岸
調査の実施箇所	聟島 20、媒島 7、嫁島 6、弟島 7、兄島 26、父島 50、母島 39	
現地ヒアリング等 によって対策実施が 判明した島（追加）	2島	3海岸
		向島 2、平島 1
合 計	9島 聟島 20、媒島 7、嫁島 6、弟島 7、兄島 26、父島 50、母島 39、向島 2、平島 1	158海岸

重点区域海岸の候補を抽出

抽出のための評価	島別の内訳	海岸別の内訳
島ごとの評価結果	6島 父島、弟島、兄島、母島、向島、平島	125海岸 父島 50、弟島 7、兄島 26、母島 39、向島 2、平島 1
海岸ごとの評価結果		40海岸 父島 22、弟島 4、兄島 5、母島 6、向島 2、平島 1

重点区域海岸 6島、40海岸の設定

表 重点区域海岸一覧表

番号	島名	名称	①漂着物量 (被覆率) 注1)	②いずれかに該当		③実施の困難性	海岸の所管 ^{注2)}	
				海岸利用 注1)	自然環境 注1)		海岸管理者等	占有者等
1	父島	宮之浜	II	利用	カメ	陸から	東京都建設局	
2		大村海岸	I*	利用	カメ	陸から	東京都建設局	
3		製氷海岸	I*	利用	カメ	陸から	東京都港湾局	
4		境浦	I*	利用	カメ	陸から	東京都建設局 林野庁(保安林)	
5		二業地	III		カメ	陸から		林野庁
6		扇浦	I*	利用	カメ	陸から	東京都建設局	林野庁
7		扇浦西-1	II	利用	カメ	陸から		林野庁
8		扇浦西-3	II		カメ	陸から		林野庁
9		松山	I*		カメ	陸から		林野庁
10		野羊山付け根南側	I*		カメ	海から		林野庁
11		焼場海岸	II	利用	カメ	陸から		林野庁
12		コペペビーチ	I*	利用	カメ	陸から		林野庁
13		小港海岸	I*	利用		陸から		林野庁
14		オニ海岸	II		カメ	陸から	林野庁(保安林)	
15		ブタ海岸	II	利用	カメ	陸から	東京都建設局	
16		西海岸	III		カメ	海から	東京都建設局	
17		中海岸	III		カメ	海から	東京都建設局	
18		東海岸	II		カメ	海から		林野庁
19		石浦	III		カメ	陸から		林野庁
20		初寝浦	II	利用	カメ	陸から	林野庁(保安林)	
21		北初寝浦	II	利用	カメ	陸から	東京都建設局	
22		釣浜	III	利用		陸から	東京都建設局	
23	弟島	広根崎	II		カメ	海から		林野庁
24		黒浜	II		カメ	海から	東京都建設局	
25		西海岸	II		カメ	海から	東京都建設局	
26		東海岸	II		カメ	海から		林野庁
27	兄島	ウグイス浜	I*	利用	カメ	海から	東京都建設局	
28		滝之浦	I*	利用	カメ	海から	東京都建設局	
29		キャベツビーチ	I*	利用	カメ	海から		林野庁
30		タマナビーチ	I*	利用	カメ	海から		林野庁
31		万作浜	II	利用	カメ	海から	東京都建設局	
32	母島	脇浜	I*	利用	カメ	陸から	東京都港湾局	
33		前浜	II	利用	カメ	陸から	東京都建設局	
34		御幸之浜	II	利用		陸から	林野庁(保安林)	
35		南京浜	III	利用		陸から	林野庁(保安林)	
36		東港	IV	利用**		陸から	東京都港湾局	
37		北港	I*	利用		陸から	東京都港湾局	
38	向島	小湊	実績あり		カメ	海から		林野庁
39		コペペ浜	実績あり		カメ	海から		林野庁
40	平島	北西部の浜	実績あり		カメ	海から		林野庁

注 1) ① 海岸漂着物量：海岸漂着物量の評価区分(P4 参照)におけるランク II 以上を被覆率が多いとして扱った。なお * は、被覆率が I であったが、海岸漂着物等の回収実績が確認されたため、被覆率が多い海岸として扱った。

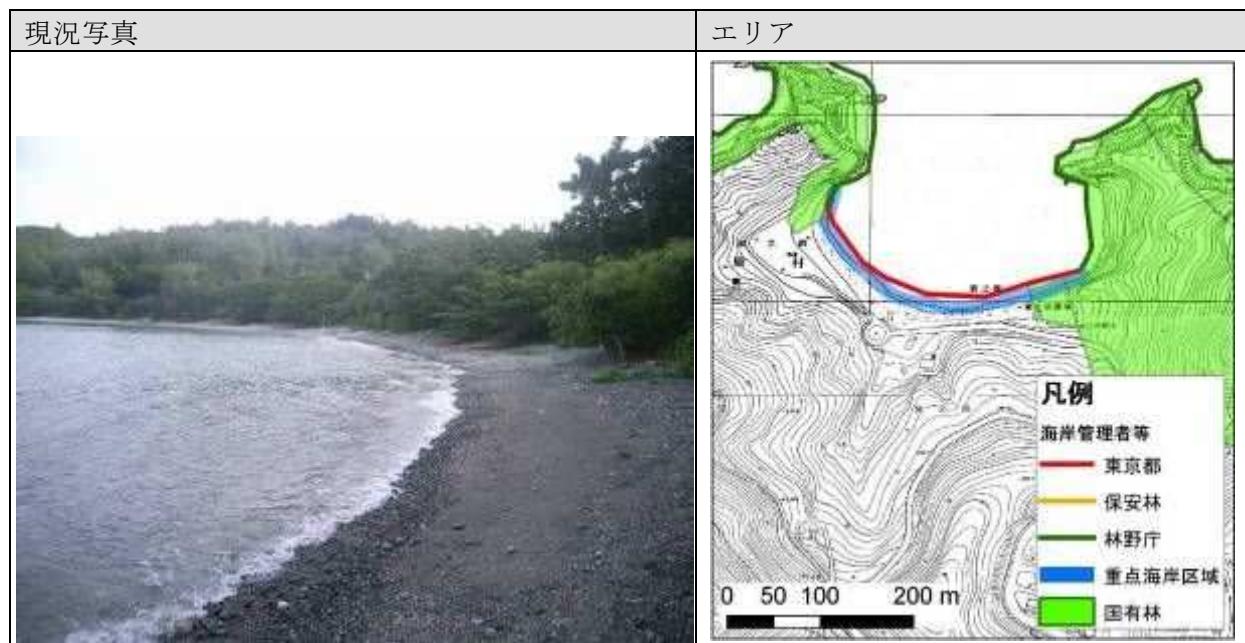
② 海岸利用：利用(海水浴やサーフィン等での利用が多いことを表す。)なお ** は、意見交換会での意見による。
自然環境：カメ(カメの産卵が確認されていることを表す。)

注 2) 海岸の所管：東京都… 海岸管理者は東京都の該当局

保安林…林野庁が管理する国有保安林

林野庁…保安林以外の国有林(海岸の土地の占有者)

No	1	名称	宮之浜	島名	父島
海岸管理者等々	東京都建設局		被覆率	II	
土地の占有者					
漂着物対策実施主体	小笠原村商工会、(小笠原村観光協会)				
概要	長さ 450m、幅 5mの海岸。海に向かって右側の海岸（写真奥）が砂浜になっており、左側はゴロタ浜となっている。				



No	2	名称	大村海岸	島名	父島
海岸管理者等	東京都建設局		被覆率	I	※
土地の占有者					
漂着物対策実施主体	小笠原村商工会、自衛隊、(小笠原村観光協会)、小笠原スキューバー・ダイビング安全対策協議会				
概要	幅約 15m、長さ約 400m のサンゴ浜。				



No	3	名称	島名	父島
海岸管理者等	東京都港湾局	被覆率	I ※	
土地の占有者				
漂着物対策実施主体	小笠原村商工会、小笠原小学校・中学校			
概要	幅約 3m、長さ約 400m のサンゴ浜。			

現況写真	エリア

No	4	名称	島名	父島
海岸管理者等	東京都建設局・林野庁 (保安林)	被覆率	I ※	
土地の占有者				
漂着物対策実施主体	小笠原村商工会、(小笠原村観光協会)、NPO 小笠原クラブ			
概要	幅約 15m、長さ約 600m の非常に長い砂浜・サンゴ浜。			

現況写真	エリア

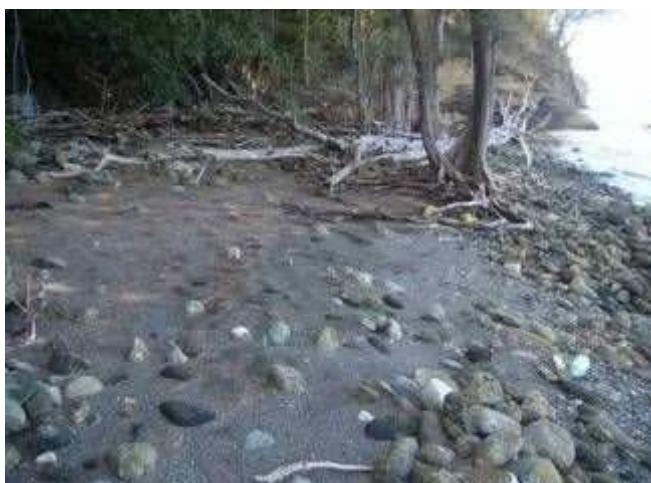
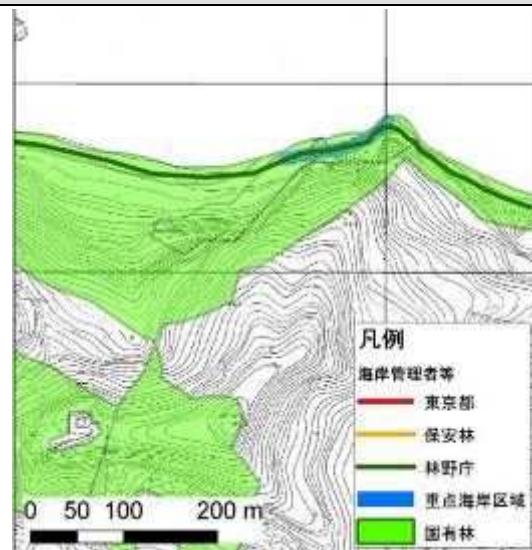
No	5	名称	二業地	島名	父島
海岸管理者等				被覆率	III
土地の占有者		林野庁			
漂着物対策実施主体		環境省			
概要		奥行き約 8m、長さ約 40m の砂浜。			

現況写真	エリア

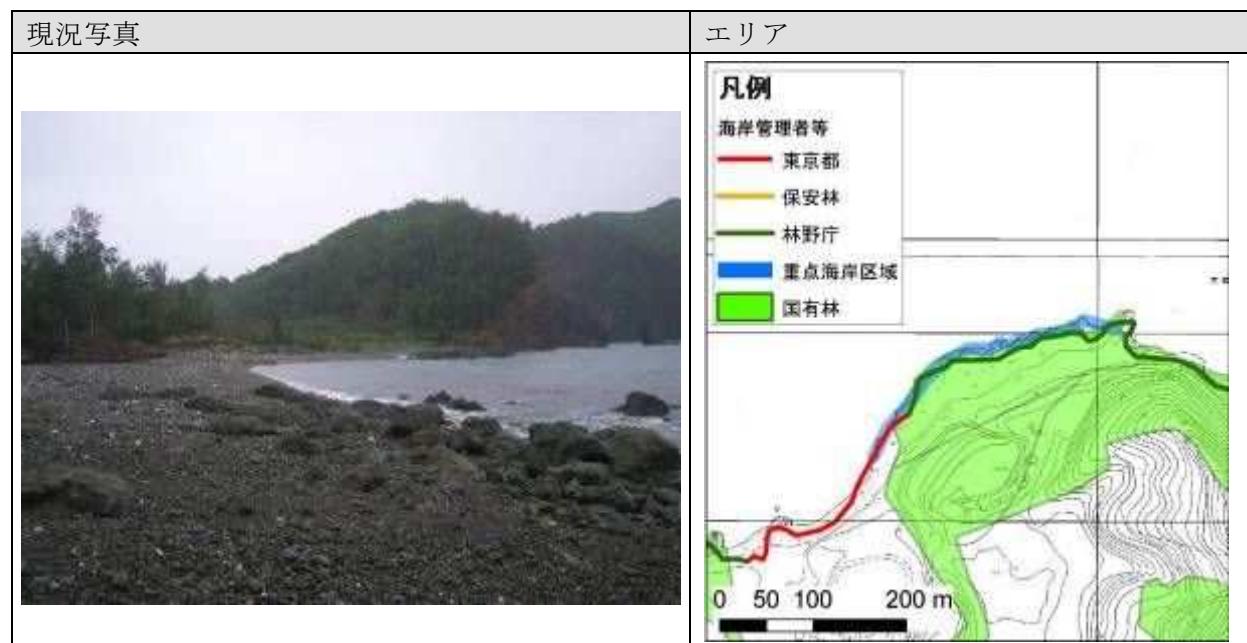
No	6	名称	扇浦	島名	父島
海岸管理者等		東京都建設局		被覆率	I ※
土地の占有者		林野庁			
漂着物対策実施主体		(小笠原村観光協会)、NPO 小笠原クラブ			
概要		幅約 10m、長さ約 600m の砂浜。			

現況写真	エリア

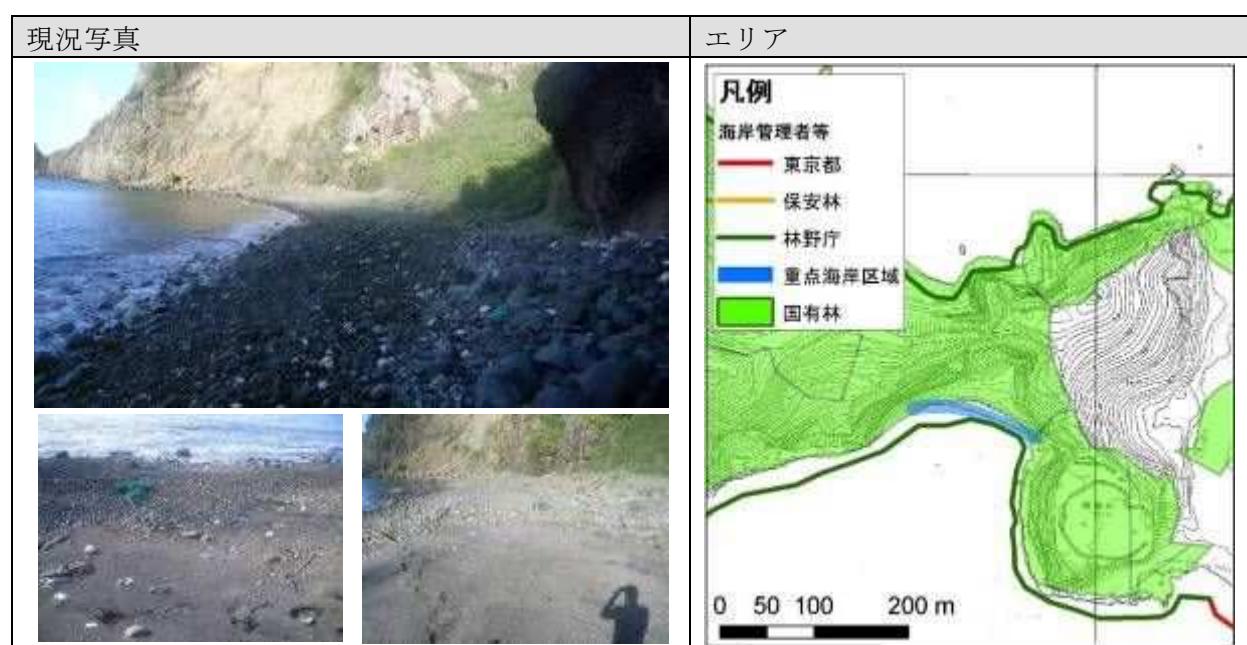
No	7	名称	扇浦西-1	島名	父島
海岸管理者等				被覆率	II
土地の占有者	林野庁				
漂着物対策実施主体					
概要	奥行き約 5m、長さ約 50m のゴロタ浜－砂浜。海岸は小さいが、ゴミはやや多い。				
現況写真					
エリア					

No	8	名称	扇浦西-3	島名	父島
海岸管理者等				被覆率	II
土地の占有者	林野庁				
漂着物対策実施主体					
概要	奥行き約 15m、長さ約 30m のゴロタ浜。倒木が多い。				
現況写真					
エリア					

No	9	名称	松山	島名	父島
海岸管理者等				被覆率	I ※
土地の占有者	林野庁				
漂着物対策実施主体	環境省				
概要	幅約 15m、長さ約 300 m のゴロター磯浜。海に向かって右岸は岩石が多い磯地形になっている。				



No	10	名称	野羊山付け根南側	島名	父島
海岸管理者等				被覆率	I ※
土地の占有者	林野庁				
漂着物対策実施主体	環境省、小笠原村商工会				
概要	三方を崖に囲まれている長さ約 100m、奥行き約 15m のゴロター砂浜海岸。				



No	11	名称	焼場海岸	島名	父島
海岸管理者等				被覆率	II
土地の占有者		林野庁			
漂着物対策実施主体		サーファー団体			
概要		幅約 10m、長さ約 150m のゴロタ浜。			



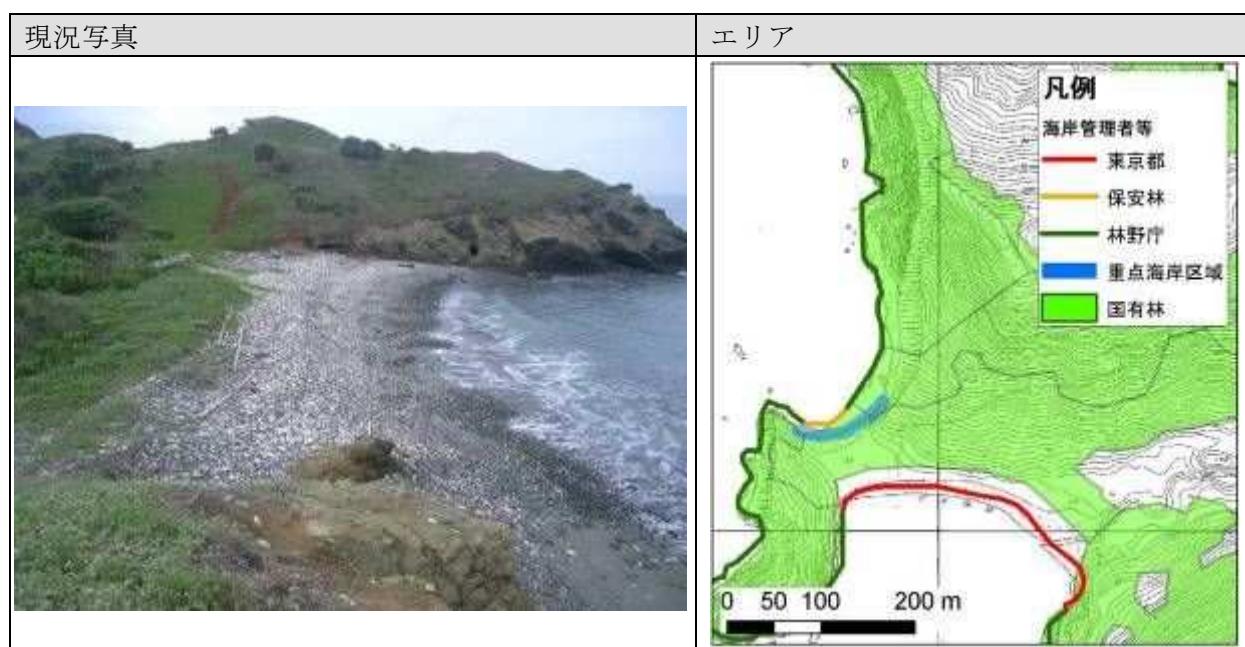
No	12	名称	コペペビーチ	島名	父島
海岸管理者等				被覆率	I ※
土地の占有者		林野庁			
漂着物対策実施主体		観光客・散策利用者等			
概要		幅約 10m、長さ約 100m の砂浜。漂着物はほとんど無い。			



No	13	名称	小港海岸	島名	父島
海岸管理者等				被覆率	I ※
土地の占有者	林野庁				
漂着物対策実施主体	小笠原村商工会・環境省				
概要	幅約 25m、長さ約 350m の砂浜。漂着物はほとんど無い。				



No	14	名称	オニ海岸	島名	父島
海岸管理者等	林野庁 (保安林)			被覆率	II
土地の占有者					
漂着物対策実施主体					
概要	幅約 15m、長さ 100m のゴロタ浜海岸。				



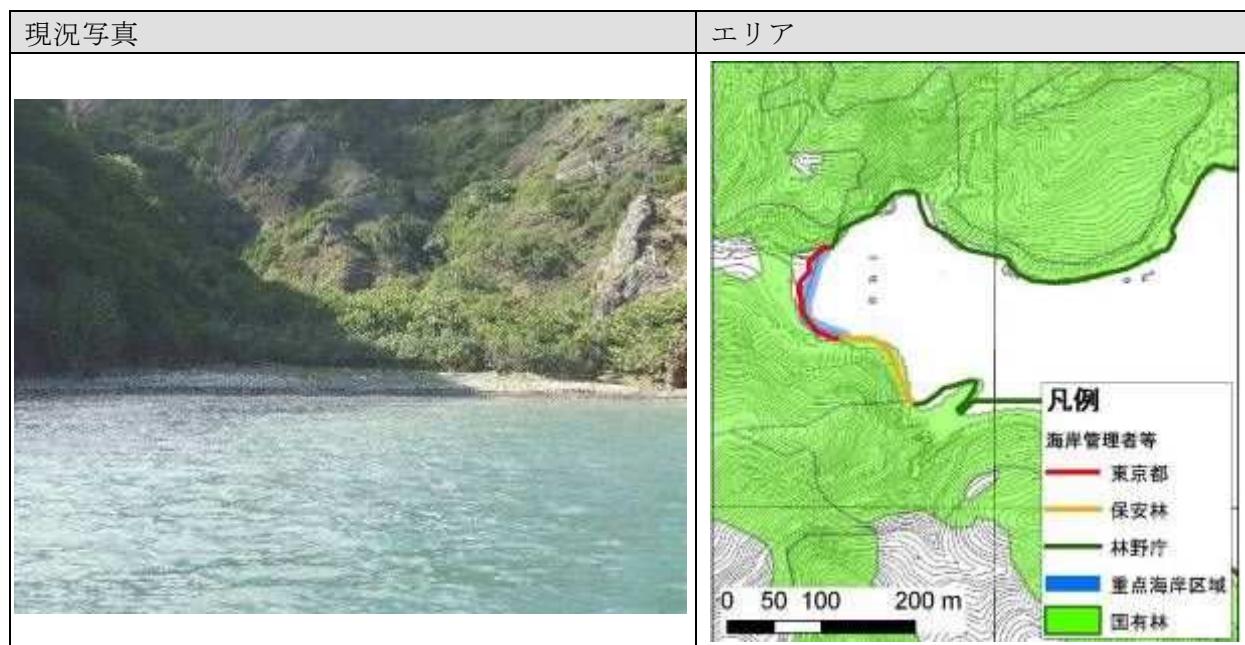
No	15	名称	ブタ海岸	島名	父島
海岸管理者等	東京都建設局		被覆率	II	
土地の占有者					
漂着物対策実施主体					
概要	幅約 20m、長さ約 200m の砂浜海岸。砂浜の両岸は岸壁である。				

現況写真	エリア

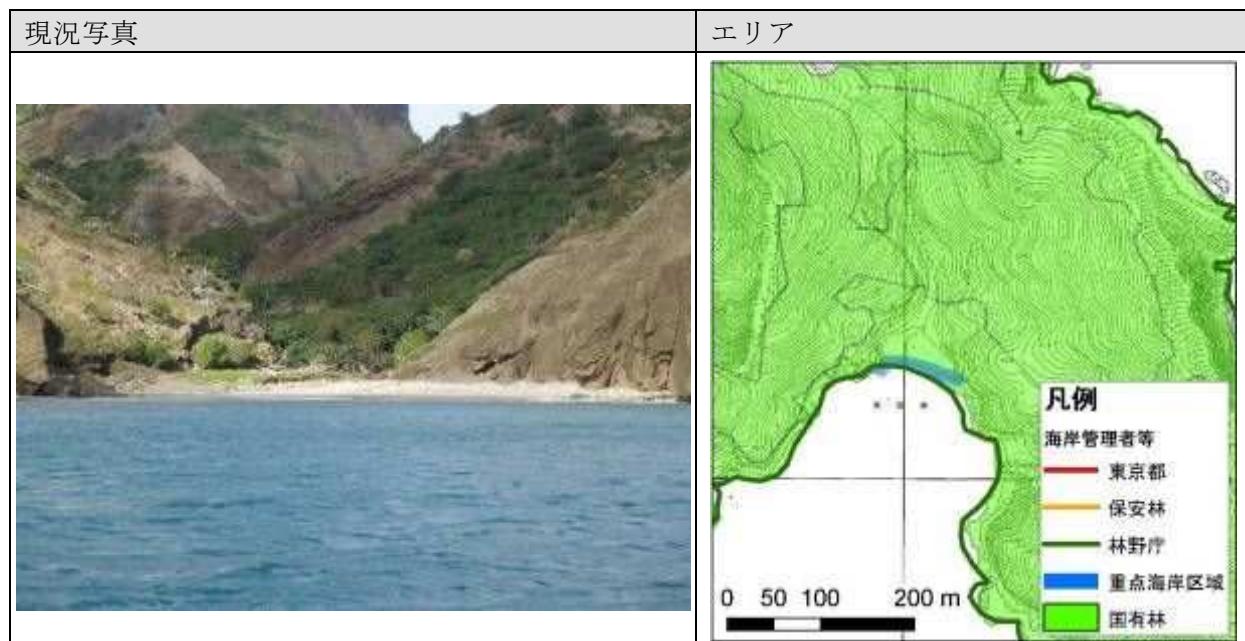
No	16	名称	西海岸	島名	父島
海岸管理者等	東京都建設局		被覆率	III	
土地の占有者					
漂着物対策実施主体	環境省				
概要	幅約 15m、長さ約 120m のゴロタ浜。比較的、漂着物が多い。				

現況写真	エリア

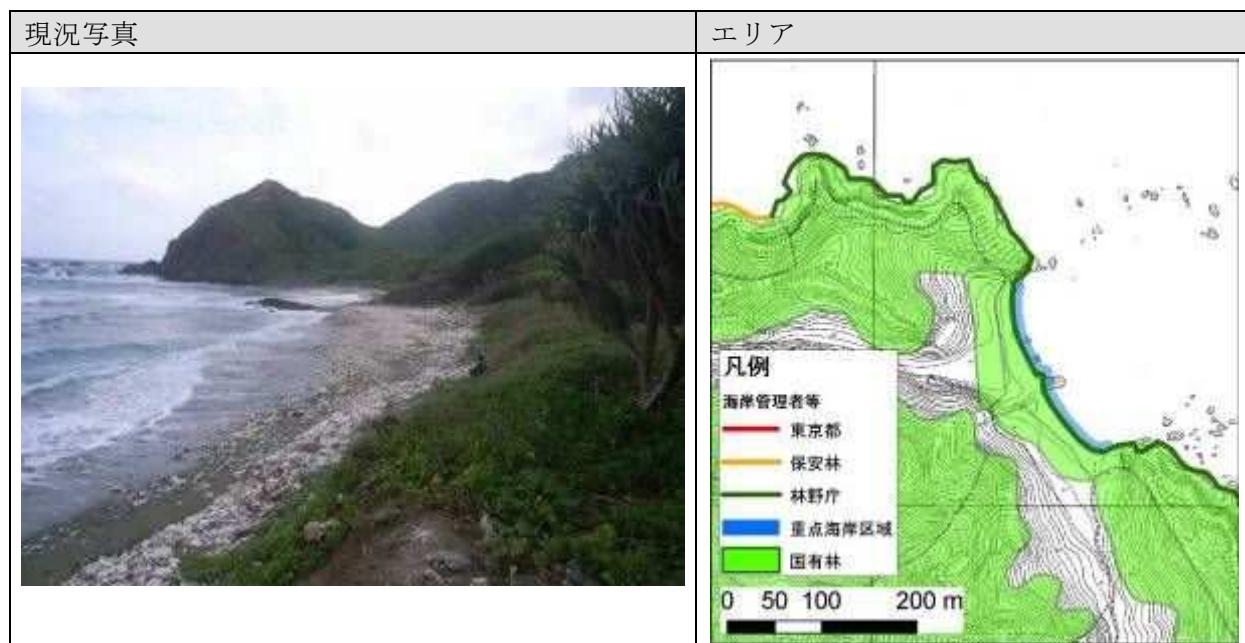
No	17	名称	中海岸	島名	父島
海岸管理者等	東京都建設局			被覆率	III
土地の占有者					
漂着物対策実施主体	環境省、NPO 小笠原野生生物研究会				
概要	幅約 15m、長さ約 50m のゴロタ浜。海岸の奥部に流木などのゴミがたまっている。				



No	18	名称	東海岸	島名	父島
海岸管理者等				被覆率	II
土地の占有者	林野庁				
漂着物対策実施主体	東京都産業労働局、環境省、NPO 小笠原野生生物研究会				
概要	幅約 10m、長さ約 100m のゴロタ浜。海に向かって右側の海岸に比較的多くのゴミが存在している。				



No	19	名称	石浦	島名	父島
海岸管理者等				被覆率	III
土地の占有者	林野庁				
漂着物対策実施主体	環境省				
概要	長さ約 200m、幅約 10mのゴロターサンゴ浜。流木やブイなどが海岸だけでなく背後の植生の中にも打ち上がっている。				



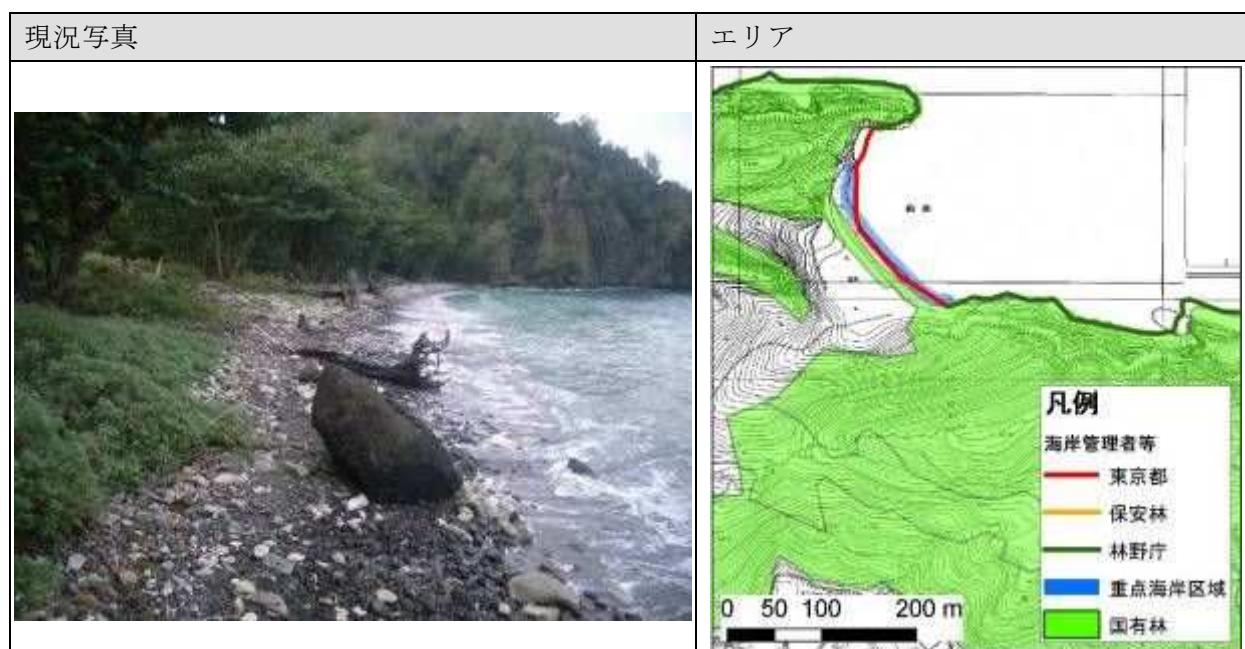
No	20	名称	初寝浦	島名	父島
海岸管理者等	林野庁 (保安林)			被覆率	II
土地の占有者					
漂着物対策実施主体	環境省・サーファー団体				
概要	幅約 15m、長さ約 300mの砂浜。				



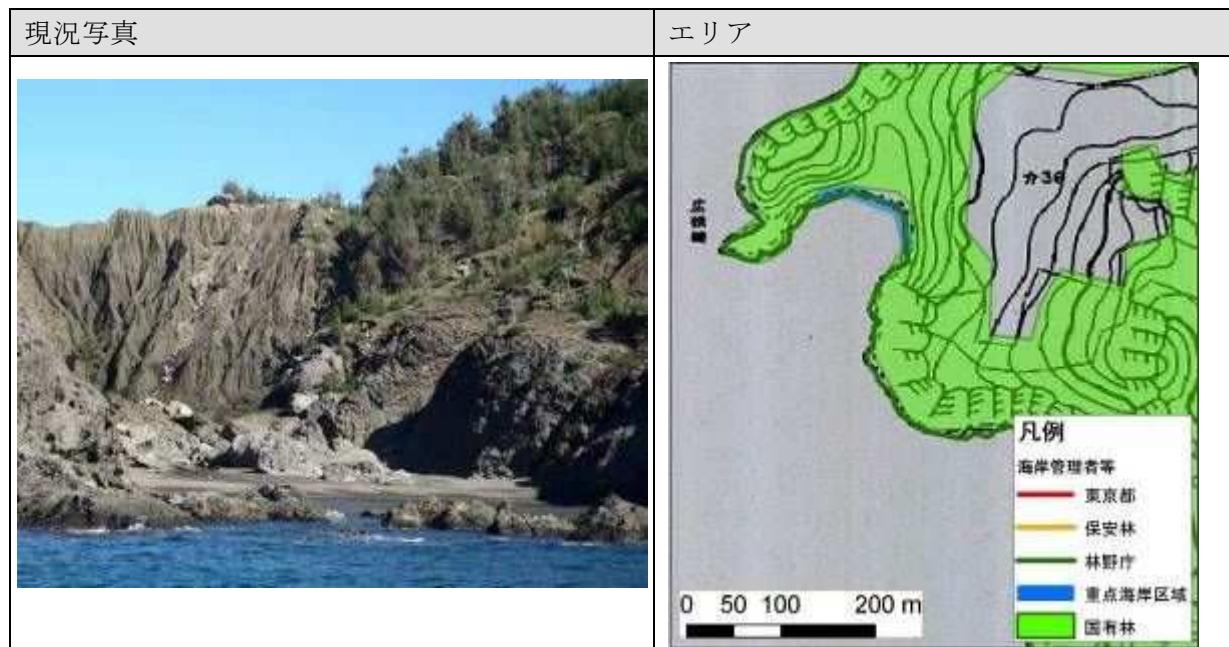
No	21	名称	北初寝浦	島名	父島
海岸管理者等	東京都建設局		被覆率	II	
土地の占有者					
漂着物対策実施主体	東京都産業労働局、環境省				
概要	幅約 10m、長さ約 100m の砂浜—ゴロタ浜。				



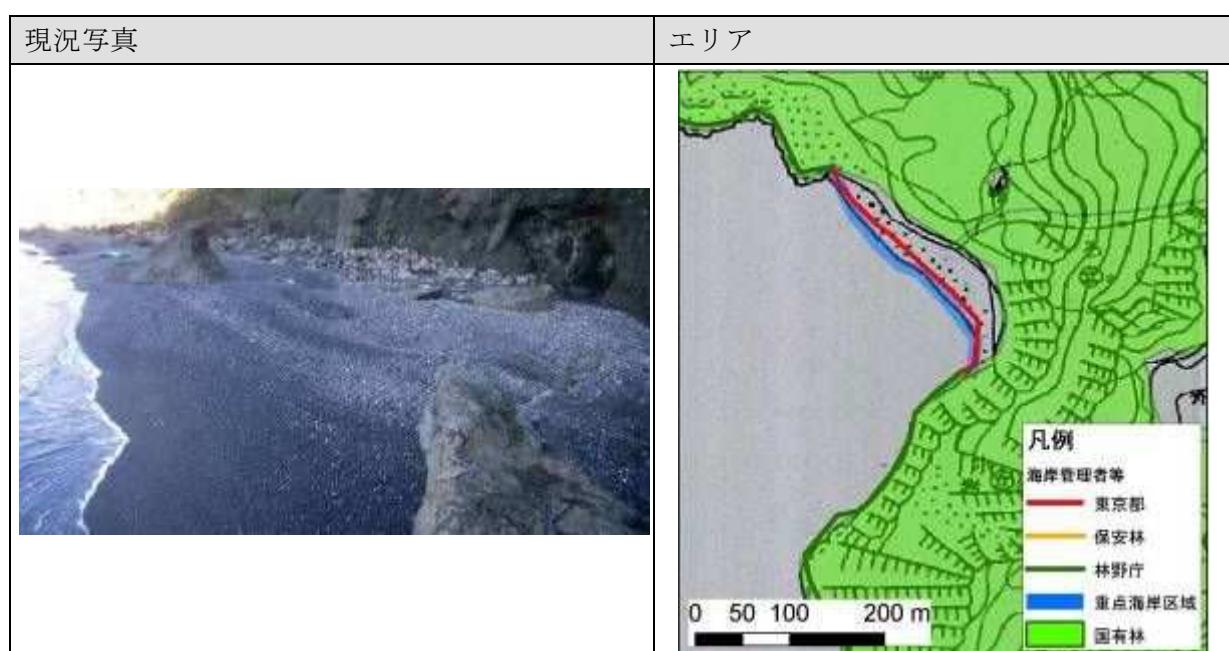
No	22	名称	釣浜	島名	父島
海岸管理者等	東京都建設局		被覆率	III	
土地の占有者					
漂着物対策実施主体	小笠原村商工会、NPO 小笠原クラブ、修学旅行生				
概要	両側を崖に囲まれた長さ 200m、奥行き 4m のゴロタ浜。流木などの自然系のごみが大量に存在している。				



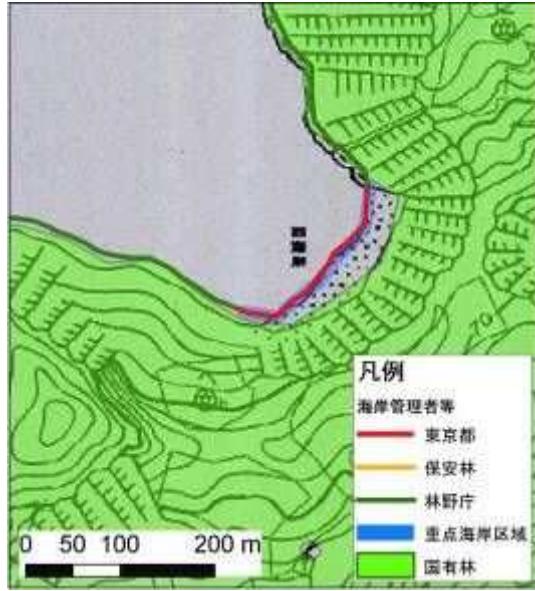
No	23	名称	広根崎	島名	弟島
管理者等				被覆率	II
土地の占有者		林野庁			
漂着物対策実施主体					
概要		奥行き約 20m、長さ約 20m の砂浜。			



No	24	名称	黒浜	島名	弟島
管理者等		東京都建設局		被覆率	II
土地の占有者					
漂着物対策実施主体		東京都産業労働局			
概要		奥行き約 10-20m、長さ約 200m の砂浜—ゴロタ浜。長さ 100m程度の海岸が磯をはさみ 2つ並んでいる。			



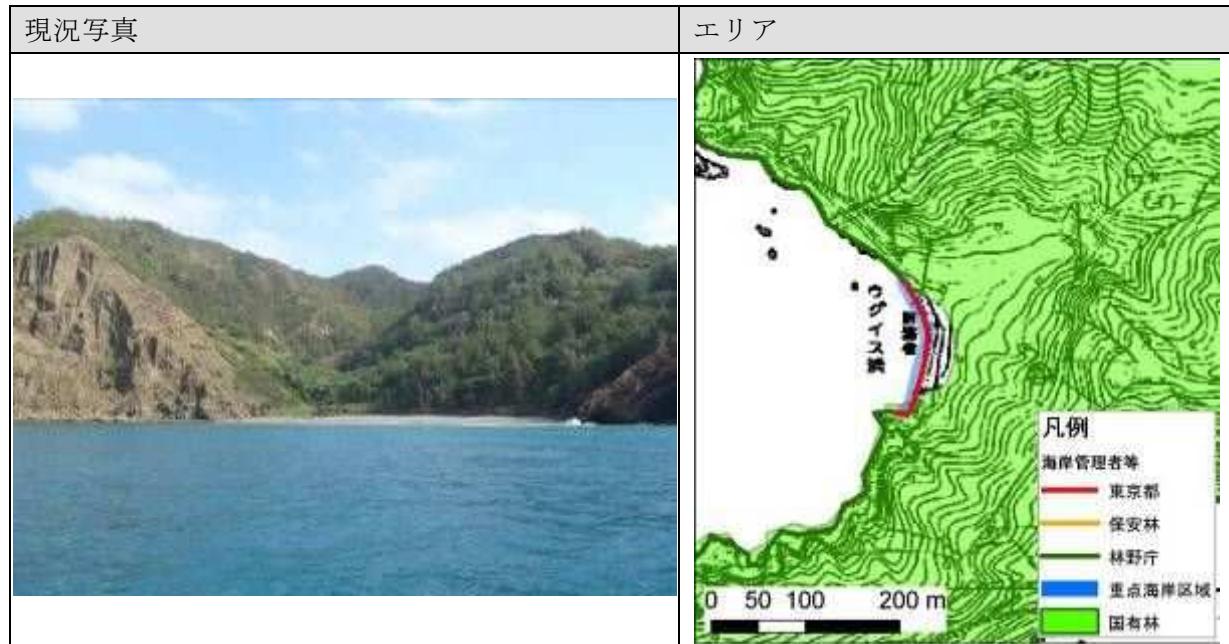
No	25	名称	西海岸	島名	弟島
管理者等	東京都建設局		被覆率	II	
土地の占有者					
漂着物対策実施主体					
概要	奥行き約 15m、長さ約 120m の砂浜				

現況写真	エリア
	

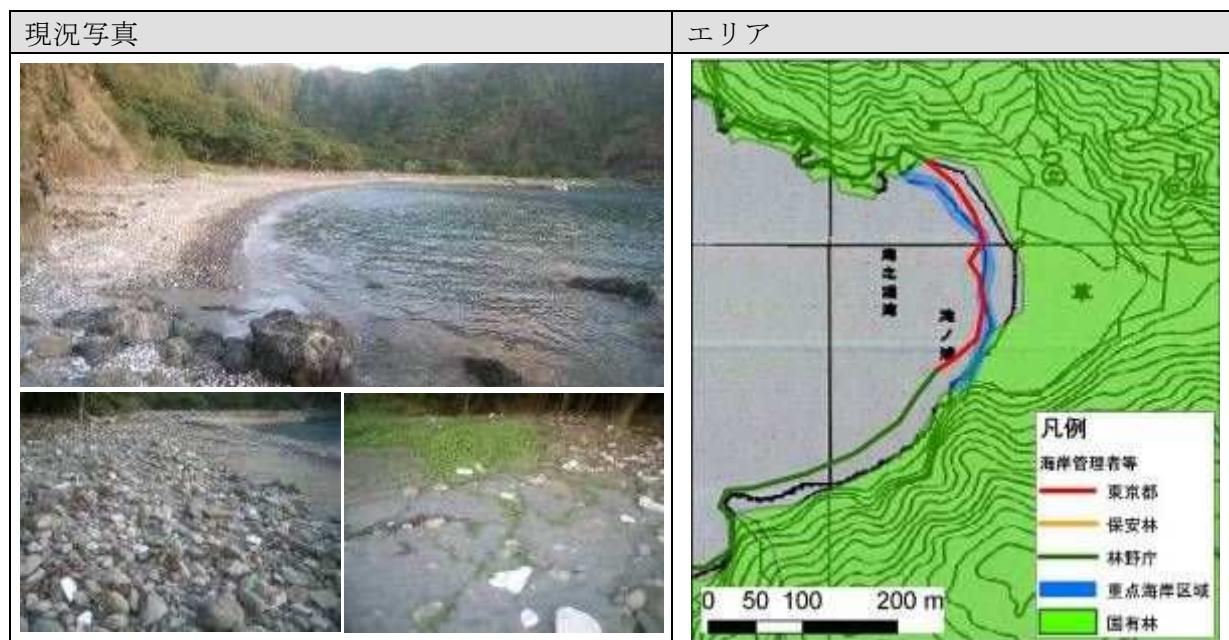
No	26	名称	東海岸	島名	弟島
管理者等			被覆率	II	
土地の占有者	林野庁				
漂着物対策実施主体					
概要	奥行き約 10m、長さ約 100m の砂浜海岸。				

現況写真	エリア
	

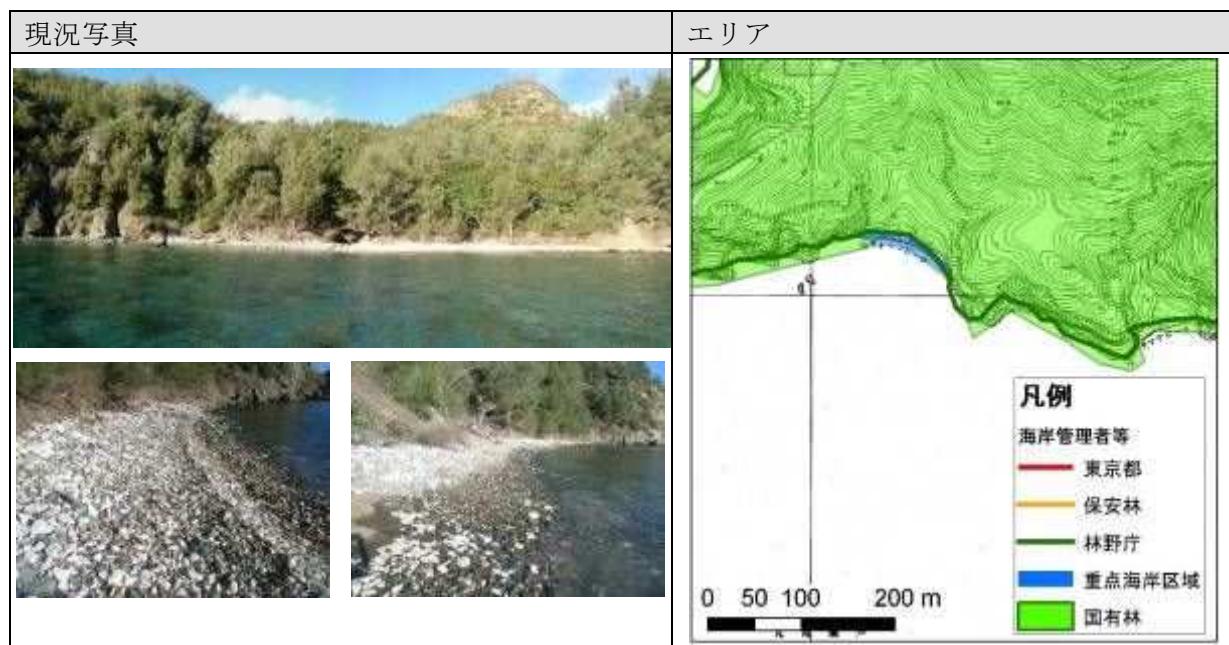
No	27	名称	ウグイス浜	島名	兄島
管理者等	東京都建設局	被覆率	I ※		
土地の占有者					
漂着物対策実施主体	東京都産業労働局、NPO 小笠原野生生物研究会				
概要	奥行き約 15m、長さ約 150m の砂浜。ゴミは比較的少ない。				



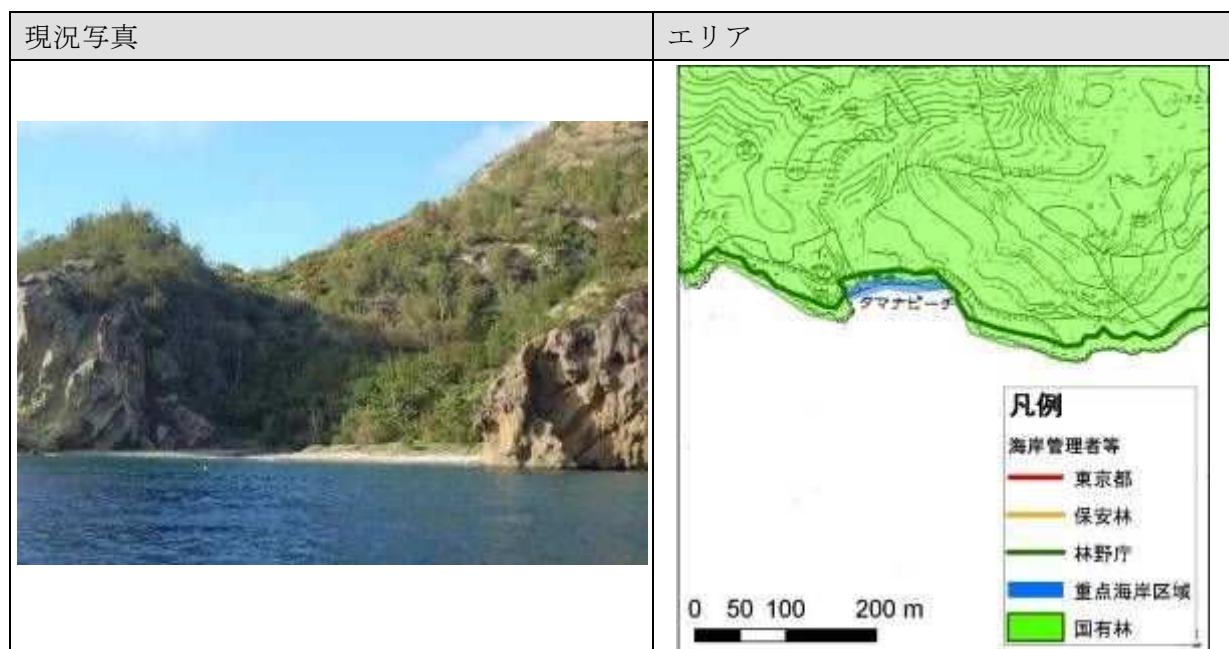
No	28	名称	滝之浦	島名	兄島
管理者等	東京都建設局	被覆率	I ※		
土地の占有者					
漂着物対策実施主体	NPO 小笠原野生生物研究会、環境省、小笠原高校				
概要	長さ約 200m、奥行き 15m の砂浜—ゴロタ浜。漂着物はあまり見当たらないが、防波堤が崩れたと思われるガレキ等は多く存在する。				



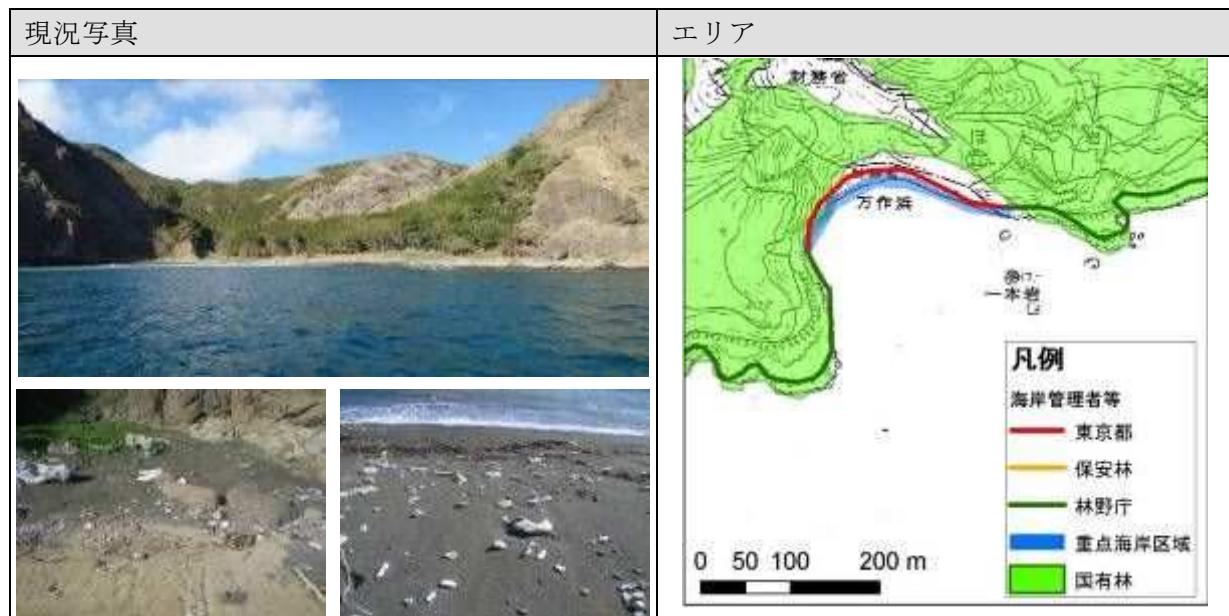
No	29	名称	キャベツビーチ	島名	兄島
管理者等				被覆率	I ※
土地の占有者	林野庁				
漂着物対策実施主体	NPO 小笠原野生生物研究会、環境省				
概要	奥行き約 3m、長さ約 50 m のゴロタ浜。ゴミはあまりない海岸である。				



No	30	名称	タマナビーチ	島名	兄島
管理者等				被覆率	I ※
土地の占有者	林野庁				
漂着物対策実施主体	環境省				
概要	奥行き 5m、長さ 25m の砂浜。ゴミはほとんどない。				

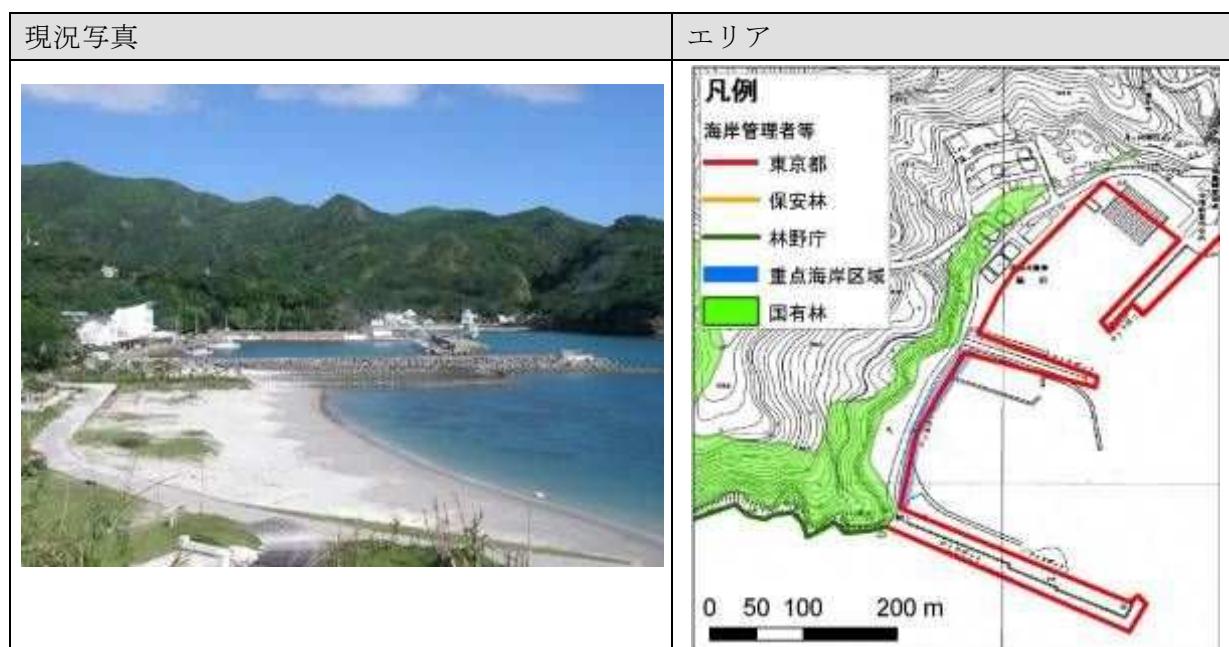


No	31	名称	万作浜	島名	兄島
管理者等	東京都建設局		被覆率	II	
土地の占有者					
漂着物対策実施主体	東京都産業労働局、NPO 小笠原野生生物研究会、環境省				
概要	奥行き約 8m、長さ 50m の砂浜—ゴロタ浜海岸。				



No	32	名称	脇浜	島名	母島
管理者等	東京都港湾局		被覆率	I	※
土地の占有者					
漂着物対策実施主体	小笠原母島観光協会				

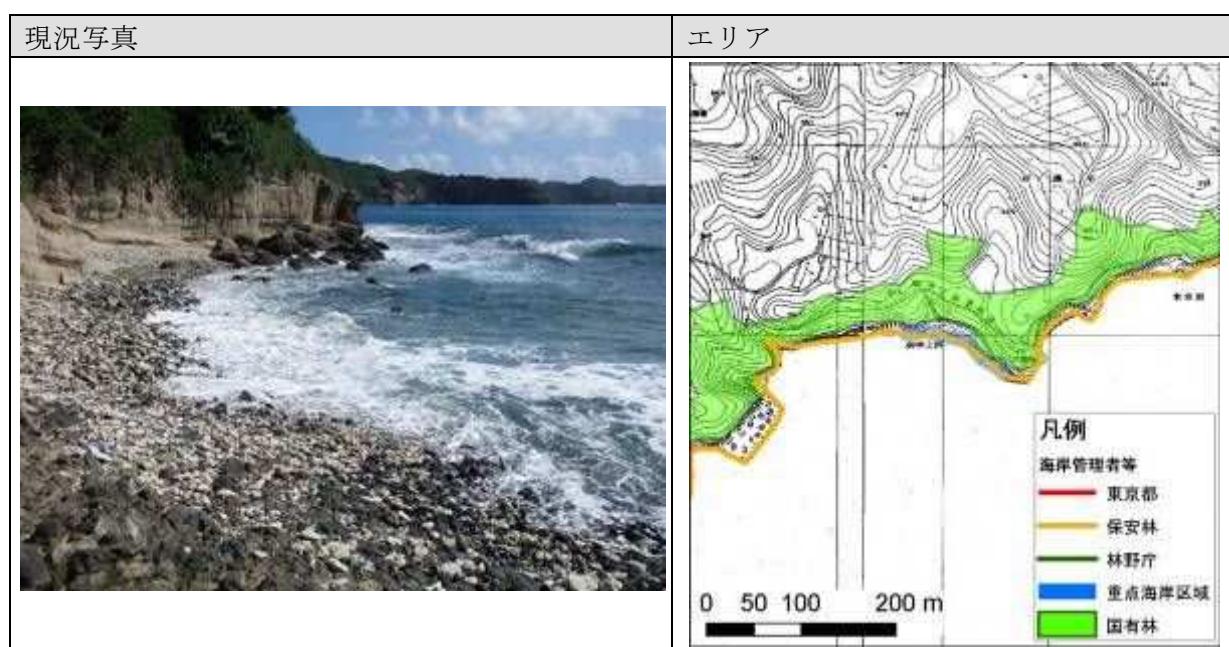
概要
沖港の防波堤内にある脇浜なぎさ公園の砂浜。ウミガメ産卵場が隣接し、奥行き約 40m、長さ約 130m。海水浴やスノーケリングに利用され、ゴミは少ない。



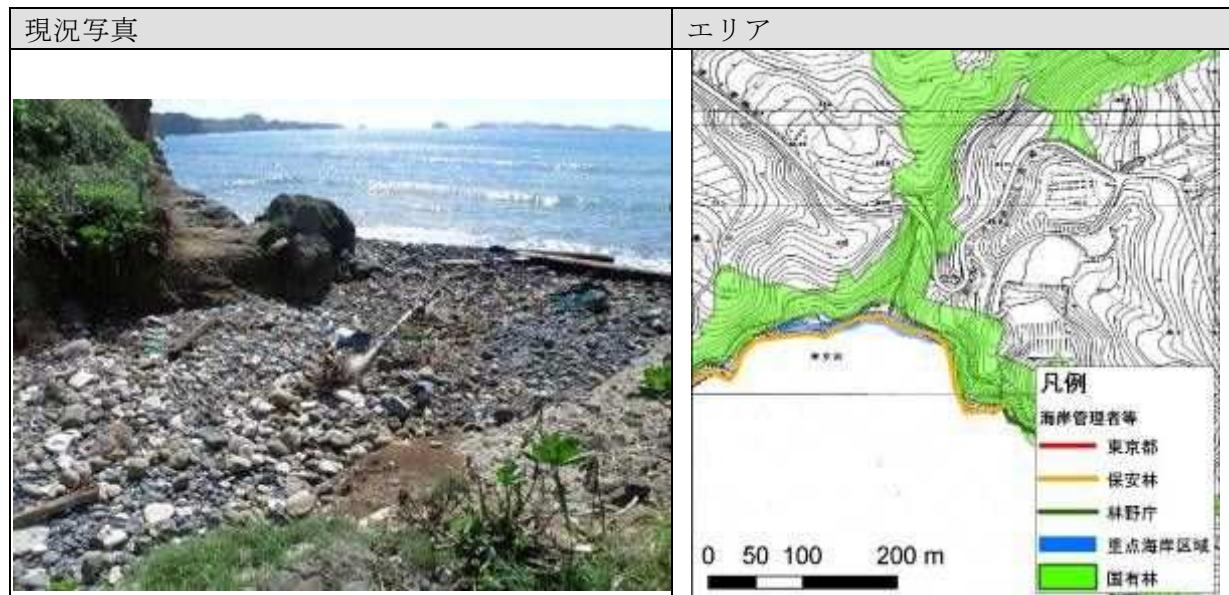
No	33	名称	前浜	島名	母島
管理者等	東京都建設局			被覆率	II
土地の占有者					
漂着物対策実施主体	小笠原母島観光協会、母島小・中学校				
概要	沖港の湾奥に位置する奥行き約 15m、長さ約 120m の砂浜海岸。海に向かって右側の海岸はゴロタ浜になっている。				



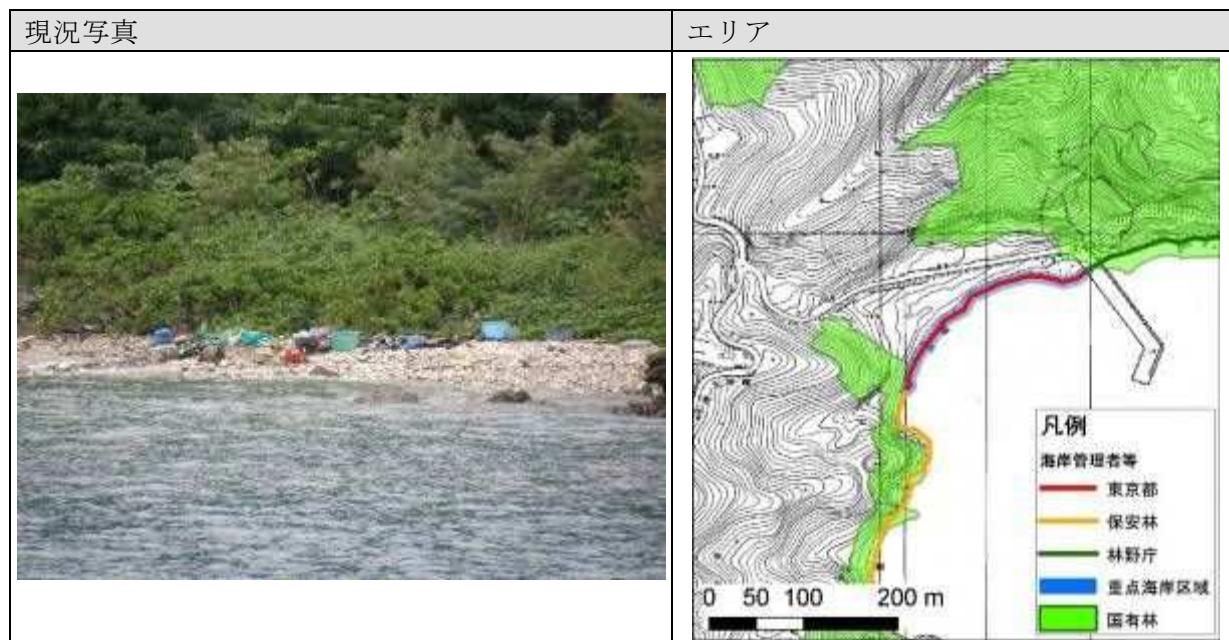
No	34	名称	御幸之浜	島名	母島
管理者等	林野庁（保安林）			被覆率	II
土地の占有者					
漂着物対策実施主体	小笠原母島観光協会				
概要	奥行き約 20m、長さ約 80m のゴロタ浜。両岸は崖地で岩石が多い。 人工系ゴミは比較的少なく、流木等の自然系ゴミが多い。				



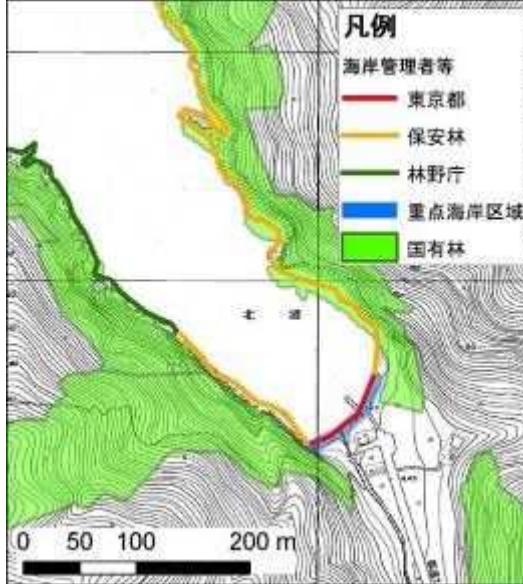
No	35	名称	南京浜	島名	母島
管理者等	林野庁（保安林）			被覆率	III
土地の占有者					
漂着物対策実施主体	小笠原母島観光協会				
概要	小河川の河口部にあたり、汀線では長さ約40m、陸側では長さ約10mと陸側に狭まるゴロタ海岸で、奥行きは最長で約30m。陸側の狭小部分にゴミが多い。				



No	36	名称	東港	島名	母島
管理者等	東京都港湾局			被覆率	IV
土地の占有者					
漂着物対策実施主体					
概要	奥行き約3m、長さ約100mのゴロタ浜。海岸がほとんどゴミで覆われており、また、背後の植生の中にもゴミが存在している。				



No	37	名称	北港	島名	母島
管理者等	東京都港湾局			被覆率	I ※
土地の占有者					
漂着物対策実施主体	小笠原母島観光協会				
概要	北向きの湾奥に位置する奥行き 10~15m、長さ約 100m の円弧状のゴロタ浜。住民による海岸清掃がよく行われている。				

現況写真	エリア
	

No	38	名称	小湊	島名	向島
管理者等				被覆率	実績あり
土地の占有者	林野庁				
漂着物対策実施主体	東京都産業労働局				
概要					

現況写真	エリア
なし	

No	39	名称	コペペ浜	島名	向島
管理者等				被覆率	実績あり
土地の占有者	林野庁				
漂着物対策実施主体	東京都産業労働局				
概要					

現況写真	エリア
なし	

No	40	名称	北西部の浜	島名	平島
管理者等				被覆率	実績あり
土地の占有者	林野庁				
漂着物対策実施主体	東京都産業労働局				
概要					

現況写真	エリア
なし	